

# 兵庫県公報

令和4年11月22日 火曜日 第365号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	.....	6
○ 同 上（同）	.....	6
○ 同 上（同）	.....	6
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（都市政策課）	.....	7
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	.....	7
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	.....	7
○ 同 上（同）	.....	8
○ 同 上（同）	.....	8
○ 同 上（同）	.....	8
○ 同 上（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	13
○ 同 上（同）	.....	13
公 告		
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	.....	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	.....	14
○ 同 上（同）	.....	15
教育委員会告示		
○ 指定技能教育施設の所在地の変更	.....	15

告 示

**兵庫県告示第1346号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域  
加西市若井町、下道山町及び上道山町地内



**兵庫県告示第1347号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（数地図化（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間  
令和4年8月17日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
三木市、小野市、加西市及び加東市の各全域



**兵庫県告示第1348号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月5日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
多可町加美区棚釜地内



**兵庫県告示第1349号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年7月16日から令和5年3月25日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町野々上地内



**兵庫県告示第1350号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年7月16日から令和5年3月25日まで

3 作業地域

宍粟市千種町岩野辺地内



**兵庫県告示第1351号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年8月13日から同年11月10日まで

3 作業地域

赤穂市浜市地内



**兵庫県告示第1352号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和4年10月31日から同年12月15日まで

3 作業地域

佐用町平福地内



**兵庫県告示第1353号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年8月1日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

新温泉町芦屋及び対田地内



**兵庫県告示第1354号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成（地図情報レベル500）及び用地平面図作成（地図情報レベル500））

2 作業期間

令和4年8月1日から同年12月20日まで

3 作業地域

新温泉町金屋及び熊谷地内



**兵庫県告示第1355号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、現地測量及び路線測量）

2 作業期間

令和4年6月21日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

香美町香住区沖浦地内



**兵庫県告示第1356号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年8月10日から令和5年3月25日まで

3 作業地域

香美町村岡区板仕野地内



**兵庫県告示第1357号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和4年8月9日から令和5年1月31日まで

- 3 作業地域  
養父市船谷地内



**兵庫県告示第1358号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月7日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
豊岡市高屋地内



**兵庫県告示第1359号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月3日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域  
豊岡市日高町上石地内



**兵庫県告示第1360号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年9月26日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市中島町地内



**兵庫県告示第1361号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年10月13日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

西宮市甲子園口一丁目地内



**兵庫県告示第1362号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年9月1日から令和5年3月29日まで

3 作業地域

豊岡市船町及び中陰地内



**兵庫県告示第1363号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和3年6月21日から令和4年7月6日まで

3 作業地域

朝来市和田山町栄町地内



**兵庫県告示第1364号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年7月13日まで

3 作業地域

朝来市多々良木地内



**兵庫県告示第1365号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間

令和4年5月23日から同年8月31日まで

3 作業地域  
加古川市全域



**兵庫県告示第1366号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
名称 三木市三木城下町地区  
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
三木市府内町、芝町、大塚1丁目、大塚2丁目、本町1丁目、本町2丁目、上の丸町、福井1丁目及び福井2丁目の各一部
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課及び三木市都市整備部都市政策課
- 4 縦覧期間  
令和4年11月23日から同年12月7日まで



**兵庫県告示第1367号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
名称 三木市三木城下町地区  
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の案の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課及び三木市都市整備部都市政策課
- 3 縦覧期間  
令和4年11月23日から同年12月7日まで



**兵庫県告示第1368号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地

姫路市飾東町山崎字九郎太夫山1626番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
山崎農区	姫路市飾東町山崎444番地

3 指定する理由

姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1369号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市飾東町山崎字九郎太夫山1630番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
山崎農区	姫路市飾東町山崎444番地

3 指定する理由

姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1370号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市飾東町山崎字向大谷1614番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
山崎農区	姫路市飾東町山崎444番地

3 指定する理由

姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1371号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字東畑201番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1372号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字一ノ谷740番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1373号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字二字淵ノ下704番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1374号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字三徳ノ下129番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1375号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字三徳ノ下128番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1376号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市別所町佐土新字長尾107番37

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
佐土新農区	姫路市別所町佐土新281番地1

3 指定する理由

姫路市別所町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1377号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町大堤字二ツ家680番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大堤自治会	姫路市林田町大堤181番地	矢 内 尚 登

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1378号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町大堤字宮ヶ谷688番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大堤自治会	姫路市林田町大堤181番地	矢 内 尚 登

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1379号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市苫編字四ツ池1番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
苫編農区	姫路市苫編238番地

3 指定する理由

姫路市苫編地域内水尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1380号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町下伊勢字堂ヶ谷1103番33

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1381号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町下伊勢字葛原751番36

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1382号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町南田原字焼堂1327番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西光寺区	福崎町南田原1382番地3	竹 本 繁 夫

3 指定する理由

神崎郡福崎町南田原地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1383号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町大貫字長谷300番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
南大貫自治会	福崎町南大貫448番地1	前 田 泰 良

3 指定する理由

神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1384号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町東田原字北浦谷1599番11

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西光寺野土地改良区	福崎町南田原2131番地

3 指定する理由

福崎町東田原地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1385号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年11月22日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡市川町小畑字大野1566番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東小畑地区水利組合	市川町小畑2060番地1

3 指定する理由

神崎郡市川町小畑地域内小畑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**都市計画の変更に係る案の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画の種類及び名称

洲本都市計画道路

3. 4. 333号潮千草線

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
洲本市上物部一丁目、小路谷、千草庚
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
令和4年11月22日から同年12月6日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び洲本市都市整備部都市計画課
- 5 意見書の提出  
意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。
  - (1) 持参又は郵送による場合  
住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
  - (2) インターネットによる場合  
「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsume/form.do?id=1667806631632>

QRコード



#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）スーパーマルハチ下坂部店  
所在地 尼崎市下坂部二丁目202番 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により尼崎市から述べられた意見の概要（環境保全課）
  - (1) 特定施設の設置を行う場合  
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する施設を設置する場合は、各法令の定める期限までに届出又は許可申請書を提出されたい。
  - (2) 重機を使用する場合  
騒音規制法、振動規制法又は環境の保全と創造に関する条例に規定する特定建設作業を伴う場合は、各法令の定める期限までに届出を提出されたい。
  - (3) 工場や事業所等を新築する場合  
自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内から発生する騒音・振動・悪臭の伝播<sup>はば</sup>について、近隣へ十分に配慮されたい。  
(産業廃棄物対策担当)
    - (1) 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進されたい。
    - (2) 廃棄物を排出する場合は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別されたい。
    - (3) 産業廃棄物を保管する場合は、保管基準に従い、適正に保管されたい。
    - (4) 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い、適正に処理されたい。
    - (5) 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置されたい。  
(資源循環課)

- (1) 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進されたい。
  - (2) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に従い適正に分別し、排出されたい。
  - (3) 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従われたい。
  - (4) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。  
(開発指導課)
  - (1) 景観法による景観計画区域における行為の届出書を提出されたい。当該届出書の内容が変更になる場合は、変更内容を協議後、景観計画区域における行為の変更届出書を提出されたい。また、工事が完了した場合は、速やかに景観計画区域における行為の完了届出書を提出されたい。
  - (2) 屋外広告物等を設置・表示する場合は、制作前に協議し、市長の許可を受けられたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年11月22日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス加古川別府店  
所在地 加古川市別府町西脇字辻ヶ内180 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により加古川市から述べられた意見の概要
  - (1) 児童生徒の通学の安全に配慮されたい。
  - (2) 少年補導委員等の少年非行防止のための巡回や万引き等防止対策に協力されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年11月22日から1月間

**教育委員会告示**

**兵庫県教育委員会告示第25号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次の指定技能教育施設から所在地の変更の届出があった。

令和4年11月22日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

- 1 指定技能教育施設の名称  
F. S. 播磨西高等学院
- 2 変更事項  
指定技能教育施設の所在地
  - (1) 変更前  
姫路市本町68番地170、加古川市加古川町寺家町101番地
  - (2) 変更後  
姫路市本町68番地170、加古川市加古川町寺家町656番地

- 3 変更年月日  
令和4年4月1日